

# 令和5年第2回定例会

( 第4日 )

令和5年6月16日

令和5年第2回平川市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程（第4号）令和5年6月16日（金）

- 第1 議案第72号 平川市税条例の一部を改正する条例案  
議案第78号 財産の取得について  
議案第79号 財産の取得について  
議案第80号 財産の取得について  
議案第81号 令和5年度平川市一般会計補正予算（第2号）案  
議案第82号 令和5年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第1号）案
- 第2 議案第74号 平川市尾上農村環境改善センター条例等の一部を改正する条例案  
議案第75号 平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案  
議案第76号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案  
議案第77号 工事施行協定の締結について
- 第3 議案第73号 平川市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議案第83号 工事の請負契約について  
議案第84号 工事の請負契約について  
議案第85号 工事の請負契約について  
議案第86号 和解について  
議案第87号 令和5年度平川市一般会計補正予算（第3号）案  
議案第88号 令和5年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案
- 第6 議員提出議案第2号 平川市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案
- 第7 閉会中における議会運営委員会の継続調査について  
閉会中における常任委員会の継続調査について  
閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

- 1番 葛西 勇 人  
2番 山谷 洋 朗  
3番 中 畑 一二美  
4番 石 田 隆 芳  
6番 工 藤 秀 一  
7番 桑 田 公 憲  
8番 長 内 秀 樹  
9番 佐 藤 保  
10番 山 田 忠 利

13番 桑 田 公 憲  
14番 齋 藤 剛  
15番 工 藤 竹 雄  
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（1名）

12番 原 田 淳

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
企画財政部長	對 馬 一 俊
市民生活部長	今 井 匡 己
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
経 済 部 長	田 中 純
建 設 部 長	原 田 茂
教育委員会事務局長	一 戸 昭 彦
平川診療所事務長	齋 藤 恒 一
会 計 管 理 者	古 川 聡 子
農業委員会事務局長	小笠原 健
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇
監査委員事務局長	小田桐 功 幸

○出席事務局職員

事 務 局 長	小 野 生 子
主 事	佐 藤 吏
主 事	佐 藤 日向子

**○議長（桑田公憲議員）** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、総務企画常任委員会に付託した議案を議題とします。

総務企画常任委員会に付託した6件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会副委員長、登壇願います。

（総務企画常任委員会副委員長登壇）

**○総務企画常任委員会副委員長（葛西勇人議員）** おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月2日の本会議において付託された議案審査のため、6月5日、議場において開催され、出席委員は4名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には小田桐智久を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、補正予算案2件、その他案件3件、計6件でございました。以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第72号平川市税条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、森林環境税の令和6年度の賦課額及び歳入予定額、令和4年度末時点の基金残高について質問があり、財政部長より、令和6年度の賦課額は、1,400万円、歳入予定額は1,583万円、令和4年度末の基金残高は1,716万1,000円である旨の答弁がありました。

また委員より、森林環境税の用途についての市長の思い、考えについて質問があり、市長より、山を守ることや林業に従事する人を育てることに使用していく旨、また、森林環境譲与税の配分方法に対して国に見直しを求める旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号財産の取得についてを議題といたしました。

これに対し委員より、入札の辞退理由に関する質問があり、財政課長より、指名競争入札であるため、業者の都合により辞退となる場合がある旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号財産の取得についてを議題といたしました。

これに対し委員より、消防ポンプの耐用年数及び従前の車両の取扱いについて質問があり、総務部長より、耐用年数は20年、従前の車両は廃車とする旨の答弁がありました。

また委員より、入札を税抜で実施する理由について質問があり、財政課長より、消費税導入時に大蔵省より発出された通知に基づいている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号財産の取得についてを議題といたしました。

これに対し委員より、契約の物品に関する質問があり、建築住宅課長より、第2庁舎で使用するロッカーや机、椅子等の什器である旨の答弁がありました。

また委員より、入札の辞退の理由について質問があり、財政課長より、取扱いの有無やメーカー都合での理由である旨の答弁がありました。

また委員より、入札の方法について質問があり、市長より指名競争入札の場合、提供できると考えられる多くの業者を指名するため、辞退者を出さないことは難しい旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号令和5年度平川市一般会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、マイナポイント申込支援委託料について質問があり、市民生活部長より、事業委託に至る経緯と事業概要について答弁がありました。

また委員より、観光費の需用費について質問があり、商工観光課長より、台中市からの来訪者のねふた参加に係る費用等である旨の答弁がありました。

また委員より、台中市からの来訪者の人数について質問があり、商工観光課長より、政府関係者3名、台中市温泉観光協会10名の予定である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和5年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和5年6月16日、総務企画常任委員会副委員長、葛西勇人。

（総務企画常任委員会副委員長降壇）

**○議長（桑田公憲議員）** 総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は、審査の経過及び結果に対してであります。委員会の顛末については、タブレットを御参照願います。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（桑田公憲議員）** 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（桑田公憲議員）** 討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した議案6件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（桑田公憲議員）** 異議なしと認めます。

よって、ただいまの6件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案を議題とします。

建設経済常任委員会に付託した4件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

**○建設経済常任委員会委員長(石田隆芳議員)** おはようございます。

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月2日の本会議において付託された議案審査のため、6月5日、委員会室1において開催され、出席委員は5名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には小笠原拓紀を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案3件、その他案件1件、計4件でございました。以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第74号平川市尾上農村環境改善センター条例等の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、値上げの理由について質問があり、経済部長より、青森県公衆浴場入浴料金統制額の改定に伴う上限の料金改定であって、値上げではない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、廃止後の集会施設について質問があり、建設部長より、補正予算を計上し、今年度中に解体する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号工事施行協定の締結についてを議題といたしました。

これに対し委員より、工事の周知について質問があり、建設部長より、協定締結後に地元の方々に説明会を開催して今後の日程や工事方法を周知する旨の答弁がありました。

また、交通規制についての質問があり、建設部長より、JRと協議しながら交通規制の日程を市民に対して周知する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和5年6月16日、建設経済常任委員会委員長、石田隆芳。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

**○議長(桑田公憲議員)** 建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(桑田公憲議員)** 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 討論を終わります。

これより、建設経済常任委員会に付託した4件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの4件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案第73号を議題とします。

教育民生常任委員会に付託した議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会副委員長、登壇願います。

(教育民生常任委員会副委員長登壇)

○教育民生常任委員会副委員長(佐藤 保議員) 教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月2日の本会議において付託された議案審査のため、6月5日、大会議室2において開催され、出席委員は4名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には葛西 南を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件であります。以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

議案第73号平川市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、まず、財源について質問があり、健康福祉部長より、今回拡大された高校生の医療費の財源については、全て一般財源である旨の答弁がありました。

続いて委員より、所得制限について質問があり、健康福祉部長より、入院・通院すべて所得制限はない旨の答弁がありました。

さらに委員より、18歳の範囲は19歳の前日までなのかとの質問があり、健康福祉部長より、18歳に達したその年度の3月31日まで対象になる旨の答弁がありました。

また委員より、8月31日までにかかった疾病を9月1日以降も継続して治療する場合は、8月31日までは従前のやり方で、9月1日以降は全て無料という捉え方でよいかとの質問があり、健康福祉部長より、御発言のとおり相違はないと答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和5年6月16日、教育民生常任委員会副委員長、佐藤 保。

(教育民生常任委員会副委員長降壇)

○議長(桑田公憲議員) 教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

これより、教育民生常任委員会に付託された議案第73号について採決します。

委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

本日、市長より、議案第83号工事の請負契約についてから議案第88号令和5年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案までの6件が提出されました。

市長より提案理由の説明を求めます。市長、登壇願います。

（市長登壇）

○市長（長尾忠行） それでは、上程いたしました議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思えます。

議案第83号から議案第85号までの工事の請負契約について、その提案理由を御説明いたします。

議案第83号工事の請負契約については、本庁舎外構工事の請負契約を、株式会社乗田建設代表取締役須藤幸喜と2億3,980万円で契約を締結するものであります。

議案第84号工事の請負契約については、平川市立金田小学校改築工事の請負契約を、西村・八木橋特定建設工事共同企業体代表者株式会社西村組代表取締役太田浩幸と18億3,040万円で契約を締結するものであります。

議案第85号工事の請負契約については、旧碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）解体工事の請負契約を、兼春興業・白戸建設特定建設工事共同企業体代表者株式会社兼春興業代表取締役兼平春夫と3億945万2,000円で契約を締結するものであります。

議案第86号和解については、令和4年3月28日に市が提訴された損害賠償等請求事件について、引湯管に係る使用料相当損害金を決定し、和解するため提案するものであります。

議案第87号令和5年度平川市一般会計補正予算（第3号）案について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民及び事業者を幅広く支援する方策として、水道基本料金を減免するための関連予算などについて、本定例会に追加提案するものであります。

歳入歳出それぞれ1億1,763万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ198億5,601万5,000円とするものであります。

歳入15款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,915万6,000円を追加し、19款繰入金では、今回の補正における財源調整分として、財政調整



基金繰入金1,870万円を追加しております。

歳出4款衛生費では、水道事業会計補助金9,900万円、久吉ダム水道企業団補助金1,160万円等を追加しております。

7款商工費では、市観光協会の事業が、国の補助採択を受けたことから、これに係る市の事業補助として観光コンテンツ創出事業補助金625万7,000円を新規計上しております。以上が、一般会計補正予算（第3号）案の主な内容であります。

議案第88号令和5年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、水道基本料金減免等事業の実施により、収益的収入及び支出のうち、営業収益を9,900万円減額し、営業外収益を同額、追加するものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職をはじめ関係者からそれぞれ御説明申し上げたいと思います。

議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

（市長降壇）

**○議長（桑田公憲議員）** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議案の審議に入ります。

議案第83号から議案第88号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（桑田公憲議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第83号から議案第88号までの6件は、直ちに審議することに決定いたしました。

議案第83号工事の請負契約についてを議題とし、質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（桑田公憲議員）** 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（桑田公憲議員）** 討論を終わります。

議案第83号工事の請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（桑田公憲議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

議案第84号工事の請負契約についてを議題とし、質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第84号工事の請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

議案第85号工事の請負契約についてを議題とし、質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第85号工事の請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

議案第86号和解についてを議題とし、質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 和解についてお尋ねいたします。自分で考えるには、職員の死亡のことかと思えますけども、違うのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（桑田公憲議員） 違います。質問変えて。中身、全然違いますけども。

総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 今回の定例会の提出議案の追加提案で提出されてました7ページに書いている和解については、原告相手方がですね記載のとおり、グリーンエアポート代表取締役福地 崇さん。それともう一つは個人の原告として福地 崇さんというふうなことで、今回訴訟を受けていまして、その際の、この訴訟については2件ありましたけども、2件目のほうが今回和解になったということで。

中身については先般の議案説明会でも説明しましたけども、引湯管、これが会社のほうは法人が眺望の利益を侵害したということでの訴訟。もう1点は、個人所有の土地へ引湯管が入ってるので、それを撤去してくださいというふうな形の部分で2件の訴訟になっていまして、今回和解について提案したものであります。和解が成立しましたので、以上です。

- 議長（桑田公憲議員） ほかに御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。  
これより、討論を行います。  
討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。  
議案第86号和解についてを採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。  
議案第 87 号令和 5 年度平川市一般会計補正予算（第 3 号）案を議題とし、質疑に入ります。  
御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。  
これより、討論を行います。  
討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。  
議案第87号令和 5 年度平川市一般会計補正予算（第 3 号）案を採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。  
議案第 88 号令和 5 年度平川市水道事業会計補正予算(第 1 号)案についてを議題とし、質疑に入ります。  
御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。  
これより、討論を行います。  
討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。  
議案第88号令和 5 年度平川市水道事業会計補正予算（第 1 号）案を採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議員提出議案に入ります。

本日、福士 稔議員をはじめとする議員より議員提出議案第2号が提出されました。会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(桑田公憲議員)** 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、直ちに審議することに決定しました。

議員提出議案第2号平川市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を議題とし、提出者代表より、提案理由の説明を求めます。

審議に入りましたよ。齋藤律子議員。

**○16番(齋藤律子議員)** タブレットに掲載の提出者の議員が4名。今日配付になった提出者平川市議会議員は5名です。福士 稔議員、佐藤 保議員、工藤秀一議員、長内秀樹議員、原田 淳議員が加わりました。間に合わなかったということですが、これはやっぱりタブレットが本物でしょ。これは、いつ載せたのか。そして、これはいつ原田淳議員が加わったのかお知らせください。

**○議長(桑田公憲議員)** タブレットには間に合わなかったもので、ペーパーで出したということです。後で追加になりました。最終的にはペーパーで出しました。

暫時、休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

**○議長(桑田公憲議員)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員提出議案第2号平川市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を議題とし、提出者代表より、提案理由の説明を求めます。

福士 稔議員、登壇願います。

(福士 稔議員登壇)

**○7番(福士 稔議員)** それでは、議員提出議案第2号平川市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案について、提出議員を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

当市においては、これまで議員から監査委員を選出してまいりましたが、さきの地方自治法の改正により、議員選出は、各自治体の判断に委ねられることになりました。

また、昨年、当市議会に議会基本条例が制定され、その中に「時代の変化に応じた議会運営をすることで、市長などの執行機関を市民目線でチェックしていきます。」と解説にも至っております。

その背景を踏まえ、本案は、監査委員と議会の監視機能の役割を明確にし、監査委員の独立性及びより専門性の高い監査を行うことを目的に、地方公共団体の内部者でもある議員選出の監査委員を廃止するため、提案するものであります。以下、理由を述べたいと思います。

監査委員は基本的に議員の職ではないというのが、今回提出に至った基本的な考えです。

1つ目、退職された市職員それに加え議員、身内の監査と誤解を招く恐れがある。これが1つ目でございます。

2つ目、より一層の透明性を図るため、税理士、公認会計士など専門家による外部監査にすべきと考えております。

3つ目、前に述べたとおり、監査は基本的に議員の職ではない。議員は、条例の改正や財源も含めた、執行機関の見張り役として努めるべきであり、原則非公開のことも多く一般の人では知りえない情報が数多くあるわけです。それらを考慮すれば、議会選出の監査委員は好ましくないと考えます。

4つ目、近年においては大型公共建設事業も数多く施行され、複雑化された監査については、一層の透明性に向けた監査に移行すべきだと思います。議員選出の監査委員は、特に決算審査時には議員の生命線でもある質問もできない状態にあり、また代表監査委員に事あるときは、その役職を担うため、何かと議員活動に制限が盛り込まれます。

5つ目、議会も監査の対象となっております。監査委員は、議会からも独立した存在とする必要があると思います。監査委員は、より専門性のある人材に委ね、議会は議会としての行政全般にわたって幅広い見地から監視をしていくことに特化し、議会機能を強化すべきと考えております。よって、議員選出の監査委員は、私は廃止の方向でお願いしたいと思います。

皆様、いろいろお考えがあらうかと思いますが、どうかこの趣旨は御理解くださり多くの賛同をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。終わります。

(福士 稔議員降壇)

**○議長(桑田公憲議員)** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

御質疑ありませんか。

**○議長(桑田公憲議員)** 齋藤 剛議員。

**○14番(齋藤 剛議員)** ただいま、福士 稔議員から立派な説明がございました。でも、議員が監査委員をやるというわけじゃないんです。議員が選出する監査委員だったらいんです。必ず、議員から出さなければならぬというわけではありませんので、それは一つ誤解を解くようにお願いいたします。

そして、行政やる皆さんと、そして議会でそれに対して果たしていいのか悪いのかというのを判断して、そして議論戦わすのが、意外と市長側と議員側になる場合もございます。

でも、やっぱりそれは、監視の目が光りながら議員が発言していることであって、それは行き過ぎた行為を止めるっていうのも、我々議員の職務であるので。そして、その中から選出された監査委員じゃなくて、選んだ監査委員であればいいのかもしれないけども。行政側から、会計士だとかいろんな形で自分たちの身内から連れて来た人が、230億円の予算を使うことに対して、何も物が言えない人だったら、やっぱり、非常に不具合なことがあるかと思っておりますので、私からです。

**○議長(桑田公憲議員)** 質疑をお願いします。齋藤 剛議員。

**○14番(齋藤 剛議員)** 何しゃべってるだが分がねだが。質疑応答だだべ。応答は求めてないけども。

例えば、いま福士 稔議員がしゃべったのは、議員からの監査委員で言いましたけれども、それは違います。議員選出の一般の人でも会計士でもそれならいいんですけども。もちろん任命は市長にあるんですけども。

訂正してもらいたいんですよ。議員からでなければならぬというのは違いますから、訂正してください。意味分がねのかな。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 提案者にお尋ねいたします。提案者は、1から5までの様々な理由を述べました。確かに、そういう提案者の理由のとおりなところもありますが、今回、発議に至る前に、なぜ議論とか学習の時間をあとの議員に与えなかったのか、これをお尋ねします。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） お答えします。この件に関してはですね、当初、先ほども休憩のときに述べましたが、発議者として2人で、とにかく叱られてもやろうと。これが本当のところですよ。

なぜ、そういうことをしなかったのかと言われれば、それは非があることも認めたいとは思いますが、私は、こういうふうな重要な案件はやはり、本会議で討論して決めていくのが、私は一番いいと思います。

おのずと皆さん、監査のことについては議題に上げて話したことはございませんが、そういう流れがあったということは承知をしております、私は。確かに、長い時間かけて1年もかけてというそういう気持ちもあろうかと思えますけれども。

我々2人が考えて、出させていただきました。

○議長（桑田公憲議員） ほかに、御質疑ありませんか。葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 提案者の方に御質問します。現在、そもそも平川市監査委員に関する条例に議員選出の監査委員が設けられている理由は何だとお考えなのか、お答えください。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 正直なところ分かりません。地方自治法では、今まで議選の監査委員、当初から言えば市の3役の次、4番目ぐらいと位置づけて重要性はあったのだと私は思います。

でも、当選して8年間ずっと見させていただいた上での今回の発議ですので。その点、私は正直、本当の理由の内容は分かりません。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 約1年半かけて平川市議会基本条例を策定いたしました。その際にですね、議員の方からも質疑応答させてもらい、いろいろなアイデアを出させてもらいましたが、監査委員を廃止するという話は一切ありませんでした。

平川市議会基本条例には、市議会には行政の事務の執行を監視することを定められていますけれども、それと今回のこの改正条例案との法的整合性は取れるのか、お答えください。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 整合性は取れるのかとお聞きいたしました。私は、いま上げ

たこの発議に対しては整合性も取れるし、これからのことにとっては非常に私、大事な問題だと思っております。

何でもかんでも条例条例と言うんでなくて、やはり平川市にとって、一番いい方法を考えていくのが常でありまして、私としては先ほども申したとおり、皆さんに判断をしていただきたいと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 現在の監査委員に関する条例の議員選出の監査委員が設けられてる理由も分からない。平川市議会基本条例の法的整合も取れているか分からない。

これで私たちに、何をものさしにして判断しろと言っているのか私には分かりません。やはり、先ほど齋藤 剛議員がおっしゃったとおり、改選後の議員において改めて協議すればいいと私は思いますけども。それでは、なぜ駄目なのか、その理由をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 先ほど述べたとおりです。新しい議員で決める。皆さん、これから改選になるわけです。前の4年前もそうでした。やはり決める時期もあるし、やはり棚上げにして先送りという形になるのは、私はまずいんじゃないかと。

もちろん、我々もこれで議員の職は終わるかもしれません。やはり、そういう思いもあることも確かですし、やはり先送りをしないで、今までやってきた議員の中で、こういう発議をして、いろんな討論をして、そしてそれでどうなるか私分かりませんけれども。例えば私が発案者ですから、それで負けたとしても、種が残っていくわけです、議論をする。私はそういう形での発議です。

何でもかんでもやるとか、何でもかんでも会派でやるとか、そういう考えは当初からございませんでしたので、ちょっとお答えにはなっていないかもしれませんが、その意向でございます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 答えになってないと私も判断できませんけども、もう一つお聞かせいただきたいと思えます。

今回、監査委員と議会の監視機能の役割を明確にし、監査制度の独立性及びより専門性の高い監査を行うということを目的を達成するために、議員選出の監査委員を廃止することが唯一の選択肢なのか、ほかに選択肢はなかったのか。

やはりこういうことを決めるに当たっては、先進自治体とかそういった自治体の事例なんかも参考にして、そして平川市にとってこの監査委員、議員選出の監査委員を廃止するのもしないのか、そこをきちんと見極めてみて判断をあおるべきではなかったかと思えます。

先進自治体とかそういった所を参考にされたのか、またほかに選択肢はなかったのか、その選択肢の中でこれが唯一なのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） そういうふうに言われるとはちょっと心外ですけども。一番の核心は何でしたっけ。先進事例地のことです。県内10市ございますけれども、3市が今のように監査委員廃止してございます。先ほどちょっと説明文の中でも出てきまし

たけれども、なぜこう他市のことを考えるのか、っていうのも私は一つ疑問です。

当初述べたとおり、いろんなスタイルで今形態が変わってより透明性が高い監査に私はしたいと思って発議をしているわけですので、そこら辺のところを説明しろと言われても、それ以上の説明はなかなかできません。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） ほかの自治体とかの参考にもしないで、文献とかも見ずに、自分の経験則でこの提出議案を出されたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 参考にしないでっていうのは心外だと思います。参考には、させていただいております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） どこの自治体を参考にされましたかと聞いております。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 最新では、弘前市です。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 先ほど質問しましたけども、ほかに選択肢はなかったのか。もし選択肢があったのであれば、その案をここで披露していただきたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 私の中では、ほかの選択肢はございません。

○議長（桑田公憲議員） ほかに、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

討論ありませんか。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 議員提出議案第2号平川市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、反対の立場から討論いたします。

まず、当市のホームページによると、監査委員とは地方公共団体の事務執行の成否や適否をチェックし住民や議会等が正しく評価できる情報を提供する。そのため、監査委員は市長の指揮監督から職務上独立し、常に公正不偏の態度を保持して監査を実施しますとあります。

また、監査委員の定数は2人とされており、識見を有する者及び市議会議員のうちから議会の同意を得て市長が選任しますとあります。すなわち、議員選出の監査委員が設けられている趣旨は、市議会が市民の代表機関として市民目線で行政を監視する機能を求められていることにあります。

これは、平川市議会基本条例においても、執行機関である市長と議決機関である市議会の二代表性の下で、市議会には行政の事務の執行の監視することが定められており、それを担保する市議会に与えられた特権事項の一つであると私は考えております。

したがって、私たち市議会がその特権実行を排して、私たち市議会の権能を弱めるの



であれば、それ相当の理由がなければならぬと考えますし、逆に言えば、そのことで市民にとってもメリットがある十分な理由と内容でなければならぬと考えます。

また、平川市議会基本条例を策定したときのように、議会において特別委員会などを設置して、事前に調査、検討並びに議員間での情報共有、討議をし、十分に議論を尽くした上で決定すべきですべきものであると考えます。

しかしながら、提出されました議員選出の監査委員を廃止する目的が、監査委員と議会の監視機能の役割を明確にし、監査制度の独立性及びより専門性の高い監査を行うというだけで、現在の議員選出の監査委員を設けている監査委員制度のどこに課題があり、どのような独立性及び専門性の高い監査を実現しようとしているのか、課題整備もなされていない現状においては、よく分かりません。

確かに、地方自治法第198条の3第2項において、監査委員に守秘義務が課されていることにより、一般質問を控えるなど議員選出の監査委員の議員活動に制限が暗黙の了解としてあり、職務を円滑に行う自制措置として必要であることは分かっております。

だからと言って、このことが市議会の特権事項である監査機能を手放す理由にはならないと考えます。また、今なぜすぐにこのことを決めなければならないのか、その理由も分かりません。

平川市議会基本条例においては、議会は合議機関として議員同士が十分に議論を尽くす旨が規定されていることを鑑みれば、これについては、改選後の議員において、改めて協議し決定されるのがよいと考えます。

以上のことから、今議員選出の監査委員を廃止することに反対をするものであります。議員各位の良識を信じ、賛同をお願いいたしまして討論を終わります。

**○議長（桑田公憲議員）** 次に、原案に賛成の発言を許します。

原案に賛成の討論の通告がありますので、8番、長内秀樹議員の発言を許します。

討論は、自席にてお願いします。

**○8番（長内秀樹議員）** 議員提出議案第2号平川市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず最初に、議員から監査委員を選任することについては、議員は地方公共団体の内部にある者、昨今の会計業務の複雑・高度化により、より専門性が高くなっていることなどから、議員は議会審議の場で全体を通して大局的に執行機関のチェック機能を果たしていくことに集中し、監査はより専門性の高い主体が担うこととすべきであります。

また、監査委員は、現行制度では長が議会の同意を得て任命していますが、長は監査を受ける立場であることから、より高い独立性を確保するためには監査委員の独立性、客観性を確保する方策が今後必要かと思えます。

以上の観点から、平川市監査委員に関する議員選出の監査委員の廃止に賛成するものであります。

**○議長（桑田公憲議員）** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（桑田公憲議員）** 討論を終わります。

議員提出議案第2号平川市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。この採決は、電子表決システムにより採決します。

まずは、参加ボタンを押してください。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は白の、反対の方は青のボタンを押してください。

(システム集計)

○議長(桑田公憲議員) 押し忘れは、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) なしと認めます。

以上のとおり、電子採決の結果、賛成、反対が同数です。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。

議員提出議案第2号については、議長は、可決と裁決します。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、閉会中における議会運営委員会、常任委員会及び議会広報特別委員会の継続調査についてを議題とします。

はじめに、議会運営委員会委員長より議会運営に関する事項についての継続調査の申出がありました。

また、各常任委員会委員長より委員会の所管事務調査についてを、議会広報特別委員会委員長より市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定しました。

以上で、本定例会に付された案件は、全部終了しました。

これをもって、令和5年第2回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時21分 閉議及び閉会